

パブリックコメントの実施結果

案 の 名 称	(仮称)台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する 条例(骨子案)			
意見募集期間	令和元年10月1日(火)～10月25日(金)			
意見受付場所	区公式ホームページ、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課、 生涯学習センター、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー			
意見受付件数	37人	61件		
提出方法の内訳	郵送	0人 0件	ファクシミリ	11人 17件
	ホームページ	3人 8件	持参	23人 36件

提出された意見と区の考え方

※意見欄はご意見の趣旨を損なわないよう、原則として原文のまま掲載しております。
ただし誤字等や個人の特定に繋がるような部分については修正をしております。

1. 条例の名称・対象について

項番	意 見	区 の 考 え 方
1	名称を「台東区手話言語条例」にしてほしい。	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的を実現するためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。</p> <p>よって、条例の内容には「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を図っていくことが盛り込まれており、条例名については、2つの内容を的確に表現する名称にする必要があると考えております。</p> <p>いただいたご意見については、条例の名称を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	手話は言語なので「手話言語条例」にして欲しいです。	
3	「台東区手話言語条例」をお願いします。	
4	条例の名称を台東区手話言語条例に希望です。	
5	条例の名称を「台東区手話言語条例」にしていただくことを要望します。	
6	条例名称を台東区手話言語条例として欲しい。	

7	<p>手話は「言語である」は国連で定義されました。そして、手話を用いて日常会話をする人達にとっては、母国語を話す権利でもあります。</p> <p>名称は、もっと分かりやすいように、上記の案の名称ではなく、「台東区手話言語条例」にした方が区民に浸透すると思います。名称を検討してください。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会の実現を目指し、本条例が区民に広く浸透するよう、条例名については、わかりやすさの視点も踏まえて検討していく必要があると考えております。また、条例の内容には「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を図っていくことが盛り込まれており、条例名は2つの内容を的確に表現する名称にする必要があると考えております。</p> <p>いただいたご意見については、条例の名称を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>名称が長いので短く分かりやすいように変えていただきたいです。「台東区手話言語条例」とお願いします。</p>	
9	<p>手話条例のタイトルは台東区手話言語条例ではいかがでしょうか？ 条例が成立した285行政のうち、184件が行政名+手話言語条例であり、条例名は短い方が入力等簡単で間違いがない。</p>	
10	<p>条例の名称が長いので「台東区手話言語条例」としてはどうか。</p>	
11	<p>手話は外国語と同じ「言語」であり、聴覚障がい者にとっては、正に必須の伝達手段であることを痛感しました。今回の台東区の案は、あまりにも長すぎであり、分かりにくいです。『台東区手話言語条例』としてください。</p>	
12	<p>条例の名称を「手話言語条例」にして欲しい。理由は、案の名称が長いため。</p>	
13	<p>「台東区手話言語条例」と端的な名称にしてほしいです。</p>	

14	<p>台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例との仮称となっておりますが、また骨子案の中に手話は言語であるとの明記も知っていますが、「台東区手話言語条例」という名称にしてほしい。</p> <p>理由としては、最近の他の地区と同じくしてハイブリッド条例になっており、この件に関しては全日本ろうあ連盟では「作りやすい条例に流されて手話言語条例の本来の目的が曖昧になるので望ましくない」との見解を出しているので、鳥取県よりはじまった手話言語条例という名称にしてほしい。</p>	
15	<p>名称は「台東区手話言語条例及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」にして欲しい。</p>	
16	<p>「（台東区）手話言語『の普及』及び障害者の意思疎通『の促進』に関する条例」の、『』内はあいまいな言葉なので省略し、はっきりとシンプルに表示した方がいいと思います。条例名称に残さなくても、文章に示されているのでいらないと思います。</p>	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的を実現するためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。</p> <p>よって、条例の内容には「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を図っていくことが盛り込まれており、条例名については、2つの内容を的確に表現する名称にする必要があると考えております。</p> <p>いただいたご意見については、条例の名称を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>「手話言語条例」の条例を希望します。「手話を使用するろう者及びすべての人に」という意味。情報コミュニケーション条例は、コミュニケーション・情報にバリアをかかえている全ての人を対象になるので…。はばひろい解釈となるので「？」となります。</p>	
18	<p>台東区手話言語条例及び普及が必要だと思っております。</p>	
19	<p>条例には賛成です。ただ、この条例を知っている人は少ないと思うので、周知する工夫を考える必要があると思います。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会の実現を目指し、本条例が区民に広く浸透するよう、条例の施行に合わせ、広報たいとうや区ホームページ等を活用し、効果的な普及・啓発に努めます。</p>

20	<p>手話はろう者の第一言語とはっきり明記される「手話言語条例」の確立。</p>	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的を実現するためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。</p> <p>よって、条例の内容には「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を図っていくことが盛り込まれており、条例名については、2つの内容を的確に表現する名称にする必要があると考えております。</p> <p>なお、骨子案「前文の要旨」及び「3 基本理念」において、「手話は言語であること」を明記していますので、条例を制定の際も、同様に対応します。</p>
21	<p>手話を学びはじめて、「手話が独自の言語である」ということを知りました。多くの聴者も同様であると思います。このことから、「手話言語条例」という独自の条例とし、理解や普及について考えていく必要性を感じています。</p>	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的実現のためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。そのため、「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を併せて推進していくことが必要と考えております。</p> <p>また、本条例の理解や普及については、広報たいとうや区ホームページ等を活用して効果的な普及・啓発に努めてまいります。</p>
22	<p>台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する。区内で共生社会を目指すことや、事業活動を行う時は、汚さないことや傷を付けないことや、勝手な行動をしないことは、約束を守りたいと思います。これを守らないと迷惑をかけたり、大変なことになると思い、負担をかけます。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会の実現を目指して、条例の普及・啓発を図るとともに、条例の制定と併せて、具体的な施策についても引き続き検討を進めてまいります。</p>

23	<p>この条例の対象となるのは、いわゆるろう者・聴覚障害者に限らず、障害のある人全般、ということでしょうか。条例の名称と、内容とにやや齟齬があるように感じられたため、お伺いしたく存じます。</p>	<p>本条例における「障害者」の定義は、骨子案「2 定義」の（1）でお示ししたとおり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの、としています。</p> <p>また、本条例の対象は障害の有無に関わらず全ての区民等を対象としており、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにしています。</p>
<p>2. 手話が言語であることについて</p>		
項番	意見	区 の 考 え 方
24	手話を日本語と同等の言語と認めてほしい。	<p>骨子案「前文の要旨」及び「3 基本理念」において、「手話は言語であること」を明記しています。条例を制定の際も、同様に対応します。</p>
25	手話を一つの言語として認め、尊重する。	
26	<p>日本全国の様々な地域において手話言語条例が広がっている中、是非台東区においても手話を言語として認め、多様な人々が多様なコミュニケーションを使って交流をする必要があると思います。</p>	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的を実現するためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。そのため、「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を併せて推進していくことが必要と考えております。</p> <p>なお、骨子案「前文の要旨」及び「3 基本理念」において、「手話は言語であること」を明記しています。条例を制定の際も、同様に対応します。</p>
27	<p>聴覚障害は先天的なものだけでなく、老人や突発性難聴など健聴の人もあり得る問題。潜在的な対象が非常に多い。福祉としてだけでなく、言語として広く普及してほしい。</p>	<p>広く区民に浸透するよう、条例の制定に合わせて、手話言語の普及・啓発に努めてまいります。</p>

28	<p>台東区は都内でも有数の観光地でもあります。外国の方々がこちらの良さに目を向けている事も色々あると思います。しかし聴覚障害者としては、手話言語条例がまだという事もあり、手話が必須という意識がまだ一般的ではありません。色々な人々と交流が活発な地域、困った時も助け合える地域として、もっと宣伝して欲しいと思います。ぜひ手話言語普及をお願いします。</p>	<p>広く区民に浸透するよう、条例の制定に合わせて、手話言語の普及・啓発に努めてまいります。</p>
----	---	--

3. 条例制定のプロセスについて

項番	意見	区の考え方
29	<p>他区ではすでにある条例だと聞きました。遅れた分を取り戻し、生きた条例にするためにも、聴覚障害者の方々や、手話通訳（身近に交流を持っている）の方々の意見を積極的に取り入れたらいいのでは、と考えます。</p>	<p>条例制定に際しては、聴覚障害者をはじめとする各障害者団体等からご意見をいただきながら検討を進めています。</p>
30	<p>検討体制において庁内検討委員会の設置と障害関係団体等との意見交換と二つに分けて記載あるが、骨子案をまとめるに際し、聴覚障害者の方々も参加をした会議において、十分な意見交換をした上で、その構成員主導のもとで決めてほしい。</p> <p>その会議の際には、多種多様な障害者の方の言語アクセス、情報アクセス、コミュニケーション保障を構築した上で進めてもらいたい。</p>	<p>条例制定に際しては、障害のある方や支援者等で構成される台東区障害者福祉施策推進協議会及び台東区障害者地域自立支援協議会の委員の皆様や各障害者団体等から、ご意見をいただきながら検討を進めています。</p>
31	<p>特に台東区は多くの外国人居住者や観光客などダイバーシティに富んだ地域だと思いますので、是非少しでも早い条例の制定を希望します。</p>	<p>早期の条例施行を目指し、検討を進めています。</p>
32	<p>（骨子案を読んだが）ここではよくわかりませんでした。ろう者として、ろう者の声を得た話し合いの機会があると良いです。</p>	<p>条例制定に際しては、聴覚障害者をはじめとする各障害者団体等からご意見をいただきながら検討を進めています。</p>

4. 施策について		
項番	意見	区の考え方
33	<p>手話は言語であります。私は中途難聴者です。</p> <p>○バスの駅名が先の先まで表示され安心して乗る事が出来ます。</p> <p>○テレビ字幕になり家族と一緒にでも気がねなく見れます。</p> <p>×病院（個人）で名前を呼ばれてもわかりづらく、医師との話も聞きづらく、看護師さんもマスクをして聞きとりにくく、一人で病院に行く事はむずかしくその都度娘に付添ってもらいました。</p> <p>×講演会等も行きたいが聞こえないと思うと行けない。字幕があればと思う。</p> <p>×ヘルプマークは皆に知られているが、耳の聞こえない人のアピールはない。バッジを買ったが小さく知っている人がいない。</p> <p>×母（96歳）も中途難聴者です。デイサービスに行きますが、皆とコミュニケーションがとれず一日はつらくていやだと言います。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会を実現するためには、障害の特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用、発信ができる環境を整えることが必要であると考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>字幕等の文字媒体で情報保障が担保されるなど、手話及び手話動画での情報保障が望ましい。</p>	
35	<p>役所、病院など、公共性の高いところに、手話ができる方を配置されると良いと思います（可能なら常駐で）。駅、観光案内所など、パラリンピックも見据えていろいろな所で手話が活躍できると嬉しいです。</p>	<p>現在、区では区民からの申請に基づき官公庁における手続きや病院受診時など、様々な場面で利用可能な手話通訳者派遣事業をおこなっています。また、条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

36	<p>もし社会的障壁が問題であり、それを軽減して共生社会を目指すというのであれば、単に障害のない人が障害のある人にサービスを提供するだけではなく、一緒に生活する場づくりが必要だと思います。</p> <p>障害のない人に対するアプローチとして、「インテグレーション教育でのきこえる子ども・きこえない子ども双方への配慮」や、「職場環境での障害者雇用の促進」、「居住地の斡旋」なども必要だと考えられます。区役所や区立施設での対応もよりろう者からの意見やアドバイスを取り入れることが必要だと思います。（例えば、部屋の配置など）</p>	<p>本条例は、多様性が尊重される共生社会の実現を目的としており、その目的を実現するためには、手話が言語であることへの理解や障害者の意思疎通を阻んでいる様々な障壁を、社会全体で取り除いていかなければならないと考えます。また、障害者に関する教育・雇用・居住に関する施策については、大変重要なものと認識しております。</p> <p>条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
37	<p>公共施設で手話通訳が使えるように整備してほしい。</p>	<p>現在、区では区民からの申請に基づき官公庁における手続きや病院受診時など、様々な場面で利用可能な手話通訳者派遣事業をおこなっています。また、条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>見る手話だけでなく触れる手話などコミュニケーションの多様性について啓発してほしい。</p>	<p>広く区民に浸透するよう、条例の制定に合わせて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進に努めてまいります。</p>
39	<p>聴覚障がい者用の避難手引書も！</p>	<p>災害発生時の情報発信や支援については、大変重要なものと認識しており、具体的な施策については、いただいたご意見を参考に、今後、検討していきます。</p>
40	<p>「手話が言語であることを認め、その利用促進を図る」という条例案の趣旨に賛成です。正確な情報が蓄積されることでの確かな判断もできるようになるのだと思いますが、情報取得に困難を伴うために生活上もさまざまな不便をろう者は経験していると思います。具体的な施策を考える際には是非当事者の意見を聞いていただきたいと思います。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会を実現するためには、障害の特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用、発信ができる環境を整えることが必要であると考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、今後、障害者団体等のご意見も伺ってまいります。</p>

41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者団体と行政共に手話を広める為の企画の推進 ・ 文字での情報提供の充実 ・ 区役所以外の施設に手話通訳者の設置や電話リレーサービス・遠隔操作サービスなどのシステム作りの推進 	
42	<p>「手話言語やろう者の文化の保存、普及」などについての記載も必要だと考えています。</p> <p>現状、ろう者は社会的弱者であるため、“聴者がろう者になにかしてあげる、配慮する、助けてあげる”といった構図があることは、一定程度認められることと思います。しかし、ろう者の側にも責任や役割をもってもらい必要があるのではないかと感じられます。</p> <p>ろう者の手話言語普及のためのイベントの実施、手話・ろう文化の歴史などをまとめた資料館などがあるでしょうか</p>	<p>多様性が尊重される共生社会を実現するためには、障害の特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用、発信ができる環境を整えることが必要であると考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、今後、障害者団体等のご意見も伺ってまいります。</p>
43	<p>言葉の定義・背景の内容に比べると、体制・施策についての記載がうすい。具体的でなく、行動に台東区のやる気が感じられない。</p>	<p>本条例は手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する区の基本理念を掲げ、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするものです。そのため、具体的な事業等の記載はしていません。</p> <p>多様性が尊重される共生社会の実現を目指し「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を併せて推進していくが必要と考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>条例名の充実ではなく、内容の充実が重要との考えです。</p>	<p>具体的な施策についても検討を進めており、今後内容の充実を図っていきます。</p>
45	<p>ちょっとしたきっかけで手話を勉強してみようと思う方は沢山いると思います。もっと町中やケーブルテレビ等で手話の必要性を呼びかけてみたらどうかと思います。学校でもいいですね。</p>	<p>これまでも、台東区及び台東区社会福祉協議会において手話講習会を実施してまいりましたが、より多くの方にご参加いただけるよう、周知方法について検討していきます。</p>

46	<p>「利用促進を図る」ということだと、手話通訳の派遣範囲も広がるのが予想されますが、現在台東区に登録する通訳者の人数では間に合わない事態もあるのではないかと危惧いたします。</p> <p>手話で生活相談にのることのできる人材や手話通訳者の養成を担うことのできる人材を台東区の中から育てるためにも手話通訳者の待遇を改善していただけるとありがたいと思います。</p>	<p>現在、台東区には登録手話通訳者が24名おり、区民からの申請に基づき派遣事業をおこなっています。今後、登録手話通訳者数を更に増やしていけるよう、手話講習会の内容の充実を図っていきます。</p> <p>また、手話通訳者の養成を担う人材の育成についても合わせて検討していきます。</p>
47	<p>台東区に手話通訳が数多くいると良いと思います。（TV番組にも）</p>	<p>登録手話通訳者数を更に増やしていけるよう、手話講習会の内容の充実を図っていきます。</p> <p>また、手話通訳者の養成を担う人材の育成についても合わせて検討していきます。</p>
48	<p>現状講習会は平日のみ行われていますが社会人などは特に平日の受講が難しい人は多いと思いますので土日の講習会開催を検討されてはと思います。事前のアンケート調査など行えば良いとは思いますが多くの受講応募が期待出来るのではと考えます。</p> <p>また大きな課題として若い人の育成についてもっと考えて行くべきと思います。手話は何年もかけて覚えるものですので保護者の同意がある場合中学生や高校生などの受講というのも検討されてみてはと思います。</p>	<p>より多くの方にご参加いただけるよう、対象者や実施方法について検討し、更なる充実を図っていきます。</p>
49	<p>区民に理解とより参加してもらえるような「手話教室」を今後も積極的に実施していただければよいと思います。</p>	
50	<p>聴覚障がい者が働く企業が少ないので、就職の門戸解放をしてください。</p>	<p>障害者雇用促進法により、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務が定められています。平成30年4月からは、法定雇用率が引き上げられるなど、障害者雇用の促進が図られているところです。</p> <p>台東区においては、「社会福祉法人台東つばさ福祉会」が就労支援室を運営し、障害者の働く場の確保など就労や生活の支援を行っています。</p>

51	<p>手話を普及させることで聴覚障害者やその関係者等の暮らしをよりよくする。</p>	<p>広く区民に浸透するよう、条例の制定に合わせて、手話言語の普及・啓発に努めてまいります。</p>
52	<p>手話を勉強し、デフリンピックの存在を初めて知りました。1人行動の際、耳が聴こえず言語が交わせないのが外見で判断出来れば、健常者共に相互扶助出来るのかな？とも思います。学習して、指文字とは別に単語・接続詞等、短い表現方法を電車の広告ビジョンで放映してくれたら、無関心の人でも毎日の通勤・通学で映像が残像として残り、少しでも理解を示す老若男女が増えてお互いの理解協力が出来て生活しやすい環境になればと切望致します。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会を実現するためには、障害の特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用、発信ができる環境を整えることが必要であると考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
53	<p>手話の普及の少なさに驚きました。難聴者にとっては生きにくい社会だと思います。</p> <p>病院・駅等、様々な施設に在中（手話の出来る人）すればもっと安心できると思います。</p> <p>誰でも苦手なことはあります。話すのが苦手、聞くのが苦手、その苦手な事を補い合って助け合う事が大事だと思います。</p>	<p>多様性が尊重される共生社会の実現を目指し「手話言語に関する理解・普及」と「障害者の意思疎通の促進」を併せて推進していくが必要と考えております。条例の制定と併せて、具体的な施策についても検討を進めており、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現在区では区民からの申請に基づき官公庁における手続きや病院受診時など、様々な場面で利用可能な手話通訳者派遣事業をおこなっています。</p>

54	<p>今回の（仮称）（骨子）を経て本件条例が制定されるとの事。平等な共生社会実現の為の一歩として歓迎したい。が、あくまで基本理念の条例である為、具体的施策が不明である。</p> <p>障害のある方の意思疎通に関わる一般の理解や、手話及び他の意思伝達手段の普及と認知を進める為の具体的な事業展開を今後示してほしい。</p> <p>特に、災害発生時の情報の発信や支援は公共機関、民間ボランティア等人材育成も含め対応は急務と思える。条例に加えるべきではないか。</p> <p>近年、台東区にも inbound で海外から沢山の人が来日している。多様な言語で語り合う事が日常的に見受けられるなか、手話も同様な言語であると公示し、皆が「学び」そして共に「会話」する日常になれば、本当の意味の多様性のある共生社会が成り立つのではないか。今後の条例の制定・実施要項と予算・事業展開に期待したい。</p>	<p>災害発生時の情報発信や支援については、大変重要なものと認識しております。具体的な施策については、いただいたご意見を参考に、今後、検討していきます。</p> <p>また、広く区民に浸透するよう、条例の制定に合わせて、手話言語の普及・啓発に努めてまいります。</p>
55	<p>台東区の手話言語普及の上で、より若い世代を取り組む、浸透させることも含めたい。教育の一環として手話の取得は役に立つと思っている。</p>	<p>現在、区立幼稚園・こども園・小学校・中学校の教員を対象とした人権教育の研修を行い、教員から児童・生徒に対し、障害者に対する理解や、気配りについて、指導しています。更なる取り組みについては、今後、検討していきます。</p>
56	<p>「教育」に関する記述が必要だと思えます。耳が聞こえない状態で生まれてきたとしても、早期から言語として手話を学んだり子ども同士で手話で話せたりする場が継続的でない限り、手話を使えるようにはならないと考えられます。聴覚障害児・ろう児に対する、「早期教育」での「第一言語としての日本手話の獲得」の場と、継続的な「子どものための手話で学んで行ける・生きていける環境」について記述を入れてもらいたいと考えます。</p>	<p>本条例は手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する区の基本理念を掲げ、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするものです。そのため、具体的な事業等の記載はしておりません。</p> <p>聴覚に障害のある児童・生徒に対する言語獲得のための教育は、大変重要なものと認識しており、具体的な施策については、いただいたご意見を参考に、今後、検討していきます。</p>

5. 其他のご意見について		
項番	意見	区 の 考 え 方
57	付則には、この条例の施行日、令和2年4月1日を記載した方が良いと思います。理由は、公布日と同じ等、日付の記載がないと不明瞭なので。	本区の他の条例と同様に、付則に条例の施行日を明記いたします。
58	目的、基本理念、行政の責務等、区民の役割等、施策等については記載し、会議等、議会への報告、財政等はあった方がいいと思います。委任（長が定める）は無い方がいいと思います。	本区の制定した様々な条例を参考にしながら検討を進めております。いただいたご意見については、条例を制定する際の参考とさせていただきます。
59	高い所に案内表示があると、足元をみながら歩いているので気付かないときがある。 車道（横断歩道）と歩道の段差があるところがまだある。 点字ブロックが交差点付近でうすくなっているところがある。	主にハード面のバリアフリーに関するご意見であることから、いただいたご意見については担当課に情報提供いたします。
60	・行政と共に当事者団体は区民に理解を求める活動を ・ろう協としての力をつけてほしい	団体に関するご意見であることから、いただいたご意見については該当団体に情報提供いたします。
61	“手話は言語”と認められているのであれば、ろう児の学ぶ権利を保障する法整備を望みます。	国の法整備に関するご意見であることから、いただいたご意見については今後の業務の参考といたします。